

資料 6

飲料水貯水槽清掃業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館に設置している飲料水貯水槽に関わる清掃について必要な事項を定めるものとする。

- 1．清掃作業は、建築物環境衛生管理技術者の有資格者を配置すること。
- 2．清掃作業員は、作業直前にあらかじめ消毒済みの作業衣、保安帽、ゴム長靴、手袋等を着用すること。

3．業務内容

次の業務内容に基づき清掃・点検及び水質検査を行い、その結果を、書面をもって報告するものとする。

- (1) マンホールの施錠状況
- (2) マンホール蓋改善の必要
- (3) 6面管理の可否
- (4) 槽付近の汚染状況
- (5) 通気管の形態・機能
- (6) オーバーフロー管と排水空間
- (7) ドレン管の形態・機能
- (8) ボールタップの形態・機能
- (9) 満減警報装置機能
- (10) 給水配管以外の配管
- (11) 給水ポンプの機能
- (12) 槽の漏水等
- (13) 内部ステーの状況
- (14) 水質検査項目

有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）

塩素イオン

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

一般細菌

大腸菌群

臭気

味

PH 値、測定時水温

色度

濁度

残留塩素

鉄

カルシウム・マグネシウム等（硬度）

その他必要と認める事項

4．その他、細部については業務担当者と協議すること。

警備業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館の警備について必要な事項を定めるものとする。

1．目 的

対象物の災害の拡大防止、不法侵入における盗難、器物の損壊拡大防止し、その他不良行為を排除し、施設管理者の財産の保全をはかり、その業務の円滑となる運営に寄与することを目的とする。

2．内 容

(1) 対象物件：住所 空知郡奈井江町字奈井江 7 4 8 番地 1 1 8

名称 奈井江町体育館

(2) 機械警報警備とする。

3．警備形態

(1) 警備に必要な計器を設置し、警備警報中この機器により感知される異常の有無を、施設管理者の定める警備本部に電話回線により自動的に通報する機器設置をなすものとする。

(2) 火災・盗難の事故が発生した場合は、初期消火をほどこし直ちに施設管理責任者並びに関係諸機関に通報連絡する。

4．警備時間

平 日 2 1 時 0 0 分～翌 8 時 0 0 分

月 曜 日 8 時 0 0 分～翌 8 時 0 0 分

(但し、月曜日が休日の場合 2 1 時 0 0 分～翌 8 時 0 0 分

翌火曜日 8 時 0 0 分～翌 8 時 0 0 分までとする)

年末・年始(1 2 月 3 0 日～ 1 月 5 日)

8 時 0 0 分～翌 8 時 0 0 分

5．警備機器の接続

施設管理の最終退出者は、防火・防犯その他の事故防止上に必要な処置をし、警報機器設置により警戒の状態にセットする。

6．警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め受託者の本部に設置される機器表示盤により、契約物件の異常の有無を間断なく監視し警備の安全を確保するものとする。
- (2) 受託者は警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認を行い必要な処置をとるものとする。

体育器機検査業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館に設置している体育機器に係る保守点検業務について必要な事項を定めるものとする。

1. 点検実施時期

点検業務は、年 2 回実施し、その他必要に応じ点検するものとする。

2. 業務内容

次の業務内容に基づき点検及び清掃を行いその結果を書面をもって報告するものとする。

1. バスケット板（メイン）	1 対	26. 踏切板（ロイター）	1 台
2. バスケット板（サブ）	2 対	27. 踏切板	1 台
3. セパレーターネット	1 張	28. マルチウォールラダー	1 基
4. バレーボール用床金具	6 個	29. トレーニングマップ	1 台
5. テニス用床金具	6 個	（ウォーキラン・エルゴ）	
6. バトミントン用床金具	12 個	30. バレルローラー	1 台
7. 移動式鉄棒用床金具	1 組	31. ローイングマシーン	1 台
8. バレーボール用支柱	3 組	32. ベルトバルブレーター	1 台
9. セフティカバー	2 組	33. ツイストマシーン	1 台
10. バトミントン用支柱	3 組	34. サージャントジャンプメーター	1 台
11. ボールバー整理台	1 台	35. ダンベル	10 個
12. 審判台	2 台	36. ダンベルラック	1 台
13. ボール入れかご	3 台	37. スーパーインプレスベンチ	1 台
14. 卓球台	1 台	38. フラットベンチ	1 台
15. 得点板（バレーボール）	2 台	39. マット	2 枚
16. 得点板（バトミントン）	3 台	40. ゴムマット	2 枚
17. 得点板（卓球）	7 台	41. バーベルシャフト	1 本
18. マット	5 枚	42. バーベルディスク	16 本
19. 器具運搬車	1 台	43. ディスクハンガー	1 台
20. とび箱（幼児用）	1 台	44. クイックトレーナー	1 台
21. 平均台	4 台	45. SER コンベーション(メイン)	1 基
22. 柔道畳	66 畳	46. SER コンベーション(サブ)	1 基
23. 畳寄せ枠	1 式	47. 説明パネル	1 式
24. 表彰台	3 台	48. 昇降台	1 台
25. サンドバック	1 基		

3 . 点検項目

次の業務項目内容で点検を実施する。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1 . バーの亀裂 | 1 6 . パネルの割れ及びきず |
| 2 . 回転部（摩擦部含む）油切れ | 1 7 . 爪の破損 |
| 3 . チェーンの摩耗 | 1 8 . ゴムケーブルの摩耗破損 |
| 4 . ターンバックルの摩耗 | 1 9 . ベルトの摩耗及び破損 |
| 5 . ワイヤーのきず（老朽） | 2 0 . すべり止めゴムの摩耗 |
| 6 . クリップのゆるみ | 2 1 . 枠のゆがみ |
| 7 . ボルトのゆるみ及びネジの変形 | 2 2 . アンカーボルトの固定 |
| 8 . リングの亀裂やはがれ | 2 3 . 接続部の破損 |
| 9 . ベルトのゆるみ | 2 4 . フックの摩耗 |
| 1 0 . プレースのゆるみ | 2 5 . 操作ロープの破損 |
| 1 1 . 滑車の摩耗 | 2 6 . 電気系統 |
| 1 2 . ウォームボックスの摩耗 | 2 7 . コ-チスクリュー（木ネジ）のゆるみ |
| 1 3 . チャックのゆるみ及び故障 | 2 8 . 木部（肋杆含む）の破損 |
| 1 4 . ピンの摩耗 | 2 9 . 天板の開閉具合 |
| 1 5 . カバーの亀裂やはがれ | |

地下タンク漏えい検査等仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館に設置している地下タンク等に係わる漏えい検査等について必要な事項を定めるものとする。

- 1．漏えい検査の対象物件は、次のとおりとする。
 - (1) 地下埋設タンク 容量 8 キロリットル 1 基
 - (2) 地下埋設配管（給油管、戻り管、通気管の三系統）
- 2．地下埋設タンク清掃
- 3．漏えい検査の内容は、消防法第 14 条の 3 の 2 に基づき地下埋設の上記対象物件のすべてを記述上の基準に従い施工する。
- 4．検査時には、施設管理責任者の立会のもと実施するものとする。
- 5．漏えい検査に係る報告は、定められた様式に基づき行うものとする。

ボイラー検査業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館に設置しているボイラーに係る保守点検業務について必要な事項を定めるものとする。

1．点検実施時期

定期点検業務は、年２回（９・１月）実施するものとする。

2．次の業務内容に基づき点検業務を行い、その結果を、書面をもって報告するものとする。

- (１) 燃焼室掃除
- (２) 煙管掃除（クリーナー使用）
- (３) オイルバーナー点検整備
- (４) ノズルチップ取替
- (５) 後部煙室脱着作業
- (６) 貯湯槽掃除
- (７) 消耗品

外調機保守点検業務仕様書

この仕様書は奈井江町体育館に設置している外調機に係わる保守点検業務について必要な事項を定めるものとする。

1．点検実施時期

定期点検業務は、隔年実施するものとする。

2．次の業務内容に基づき点検業務を行い、その結果、書面をもって報告するものとする。

- (1) キャンバス、ストッパーの異常の有無
- (2) モーター関連ローター、シャフトの異常の有無とカップリングの軸心の異常確認
- (3) 送風機軸受け給油・ベルト張り及び老朽化及びケーシングとローターの関連状況の確認
- (4) 運転電流値の測定及び絶縁抵抗値の測定
- (5) 冷却コイルの劣化及びトラップ類作動の異常確認
- (6) 加湿器の運転異常の確認
- (7) サーモ及びヒューミとの連動及びドレパン状態の確認

空調自動制御機器検査業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館に設置している空調自動制御機器に係る保守点検業務について必要な事項を定めるものとする。

1．点検実施時期

点検業務は、年 1 回実施し、その他必要に応じ点検するものとする。

2．業務内容

次の業務内容に基づき点検及び清掃を行い、その結果を、書面をもって報告するものとする。

- (1) 温度調節器点検
- (2) 湿度調節器点検
- (3) 圧力調節器点検
- (4) コントロール弁点検
- (5) コントロールモータ点検
- (6) リレー点検
- (7) その他直接付属する補助機器全ての点検調整、塵の除去

テニスコート防球ネット布設撤去業務仕様書

この仕様書は、奈井江町体育館屋外テニスコートに設置している防球ネットの布設撤去に係わる業務について必要な事項を定めるものとする。

1．布設撤去の時期

- (1) 布設は、5月1日オープン前に施工完了するものとする。
- (2) 撤去は、11月1日以降に施工完了するものとする。

2．業務内容

高さ3メートルの防球ネット200メートルの上部にワイヤーを通し、テニスコートの敷地境界線に70本の支柱を立てたものを軸として、防球ネットをネジ止めし、それぞれの時期に布設撤去を施工するものとする。